

特許法施行規則様式（第一条関係）

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
54	1 2 3 4  5 6 7  8 9	<p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 特許協力条約第34条の規定に基づく補正に係る特許請求の範囲の翻訳文は、特許請求の範囲の全文を提出しなければならない（特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、その記載した事項を変更した個所に下線を引くこと（「【請求項○】」の欄名は除く。）。）。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 「【その他】」の欄には、特許協力条約第34条の規定に基づく補正の補正個所を「明細書○頁を補正した」（明細書に記載した配列表を補正した場合にあつては「配列表の を補正した」）又は「請求項○を補正した」のように明確に記載する。</p> <p>8 （略）</p> <p>9 （略）</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 特許協力条約第34条の規定に基づく補正に係る特許請求の範囲の翻訳文は、特許請求の範囲の全文又は「【請求項○】」を単位として提出しなければならない（特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、その記載した事項を変更した個所に下線を引くこと（「【請求項○】」の欄名は除く。）。）。<u>この場合において、特許協力条約第34条の規定に基づく補正が特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、請求項の数を増加又は減少するものであるときは、特許請求の範囲の全文を単位として提出しなければならない。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 「【その他】」の欄には、特許協力条約第34条の規定に基づく補正の補正個所を「明細書○頁を補正した」又は「請求項○を補正した」のように明確に記載する。</p> <p>8 （略）</p> <p>9 （略）</p>

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式（第二条関係）

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
15	1	<p>1 法第6条の規定による命令に基づき補正をするときは表題を「<u>手続補正書（法第6条の規定による命令に基づく補正）</u>」とし、法第11条の規定により補正をするときは「<u>手続補正書（法第11条の規定による補正）</u>」とし、令第1条第2項の規定による命令に基づき補正をするときは「<u>手続補正書（令第1条第2項の規定による命令に基づく補正）</u>」とし、第27条の3第1項の規定により補正をするときは「<u>手続補正書（第27条の3第1項の規定による補正）</u>」とし、第28条第1項の規定による命令に基づき補正をするときは「<u>手続補正書（第28条第1項の規定による命令に基づく補正）</u>」とし、第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「<u>第50条の3第3項の規定による磁気ディスクの提出書</u>」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「<u>第50条の3第5項の規定による命令に基づく磁気ディスクの提出書</u>」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「<u>第50条の3第5項の規定による命令に基づく配列表を記載した書面の提出書</u>」とし、<u>第50条の3第9項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（第50条の3第9項の規定による命令に基づく補正）」とする。</u></p> <p>2 2 （略）</p> <p>3 3 （略）</p> <p>4 4 <u>「補正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、補正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、法第11条の規定により請求の範囲を補正する場合にあつては、補正後の請求の範囲の全文を記載したものを差替え用紙として添付しなければならない。また、法第11条の規定による補正（請求の範囲について補正する場合を除く。）のための差替え用紙を添付する場合において、その補正に係る事項が一部の箇所の削除若しくは追加又は軽微な訂正であるときは、用紙に記載した文字の明瞭さ及び用紙の直接複製に影響を及ぼさないことを条件として、先に提出した書類の写しに</u></p>	<p>1 法第6条の規定による命令に基づき補正をするときは表題を「<u>手続補正書（法第6条の規定による命令に基づく補正）</u>」とし、法第11条の規定により補正をするときは「<u>手続補正書（法第11条の規定による補正）</u>」とし、令第1条第2項の規定による命令に基づき補正をするときは「<u>手続補正書（令第1条第2項の規定による命令に基づく補正）</u>」とし、第27条の3第1項の規定により補正をするときは「<u>手続補正書（第27条の3第1項の規定による補正）</u>」とし、第28条第1項の規定による命令に基づき補正をするときは「<u>手続補正書（第28条第1項の規定による命令に基づく補正）</u>」とし、第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「<u>第50条の3第3項の規定による磁気ディスクの提出書</u>」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「<u>第50条の3第5項の規定による命令に基づく磁気ディスクの提出書</u>」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「<u>第50条の3第5項の規定による命令に基づく配列表を記載した書面の提出書</u>」とし、<u>第50条の3第8項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（第50条の3第8項の規定による命令に基づく補正）」とする。</u></p> <p>2 2 （略）</p> <p>3 3 （略）</p> <p>4 <u>「補正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、補正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、補正の結果、用紙の全体が削除されることとなる場合、法第6条、令第1条第2項、第28条第1項若しくは第50条の3第8項の規定による命令に基づく手続の補正の場合又は第27条の3第1項の規定による手続の補正の場合であつて、その補正に係る事項についての記録原本への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。なお、法第11条の規定による補正のための差替え用紙を添付する場合において、その補正に係る事項が一部の箇所の削除又は軽微な訂</u></p>

その補正に係る事項を記載することにより、差替え用紙とすることができる。なお、補正の結果、用紙の全体が削除されることとなる場合、法第6条、令第1条第2項、第28条第1項若しくは第50条の3第9項の規定による命令に基づく手続の補正の場合又は第27条の3第1項の規定による手続の補正の場合であつて、その補正に係る事項についての記録原本への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の3第8項の規定により法第6条の規定による命令に基づく補正後の明細書又は法第11条の規定による補正後の明細書に記載した配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するときは、「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」（原則として、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより作成する。）を添付し、「補正の内容」の欄には「別添磁気ディスクのとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。

- 5 5 (略)
- 6 6 (略)
- 7 7 (略)
- 8 8 (略)

15の  
2

- 1 1 法第6条、令第1条第2項、第28条第1項又は第50条の3第9項の規定による命令に基づき補正をするときは、表題を「CORRECTION」とし、法第11条又は第27条の3第1項の規定により補正をするときは、表題を「AMENDMENT」とし、第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「SUBMISSION OF MAGNETIC DISK」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「SUBMISSION OF SEQUENCE LISTING」とする。
- 2 2 「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄には、「As per the attached sheets」のように記載するとともに補正事項を指摘し、補正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、法第11条の規定により請求の範囲を補正する場合にあつては、補正後の請求の範囲の全文を記載したものを差替え用紙として添付しなければならない。また、法第11条の規定による補正（請

正若しくは追加であるときは、用紙の明りようさ及び直接複製に影響を及ぼさないことを条件として、先に提出した書類の写しに訂正をすることにより、差替え用紙とすることができる。

- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)

- 1 法第6条、令第1条第2項、第28条第1項又は第50条の3第8項の規定による命令に基づき補正をするときは、表題を「CORRECTION」とし、法第11条又は第27条の3第1項の規定により補正をするときは、表題を「AMENDMENT」とし、第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「SUBMISSION OF MAGNETIC DISK」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「SUBMISSION OF SEQUENCE LISTING」とする。
- 2 「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄には、「As per the attached sheets」のように記載するとともに補正事項を指摘し、補正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、補正の結果、用紙の全体が削除されることとなる場合、法第6条、令第1条第2項、第28条第1項若しくは第50条の3第8項の規定による命令に基づく手続の補正の場合又は第27条の3第1

求の範囲について補正する場合を除く。)のための差替え用紙を添付する場合において、その補正に係る事項が一部の箇所の削除若しくは追加又は軽微な訂正であるときは、用紙に記載した文字の明瞭さ及び用紙の直接複製に影響を及ぼさないことを条件として、先に提出した書類の写しにその補正に係る事項を記載することにより、差替え用紙とすることができる。なお、補正の結果、用紙の全体が削除されることとなる場合、法第6条、令第1条第2項、第28条第1項若しくは第50条の3第9項の規定による命令に基づく手続の補正の場合又は第27条の3第1項の規定による手続の補正の場合であつて、その補正に係る事項についての記録原本への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の3第8項の規定により法第6条の規定による命令に基づく補正後の明細書又は法第11条の規定による補正後の明細書に記載した配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するときは、「Information Such As Recording Form of Magnetic Disk」(原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person (Tel (Fax), Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。)を添付し、「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄には「As per the attached Magnetic Disk」のように記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。

3 3 (略)

4 4 第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「List of Attached Documents」の欄に次のように記載する。

<u>5 List of Attached Documents</u>	1	Magnetic Disk Recording Text	
		Data of Sequence Listing	1
	2	Statement	1
	3	Information Such As Recording Form of Magnetic Disk	1

ロ 「Statement」は、原則として次の文例により作成する。「Identification of International Application」の項目は、様式第1の2備考3に従つて記載する。

項の規定による手続の補正の場合であつて、その補正に係る事項についての記録原本への書き換えが容易にできるときは、差替え用紙によることを要しない。なお、法第11条の規定による補正のための差替え用紙を添付する場合において、その補正に係る事項が一部の箇所の削除又は軽微な訂正若しくは追加であるときは、用紙の明りようさ及び直接複製に影響を及ぼさないことを条件として、先に提出した書類の写しに訂正をすることにより、差替え用紙とすることができる。

3 (略)

4 第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「List of Attached Documents」の欄に次のように記載する。

<u>7 List of Attached Documents</u>	1	Magnetic Disk Recording Text	
		Data of Sequence Listing	1
	2	Statement	1
	3	Information Such As Recording Form of Magnetic Disk	1

ロ 「Statement」は、原則として次の文例により作成する。「Identification of International Application」の項目は、様式第1の2備考3に従つて記載する。

(文例)

STATEMENT

To: Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the text data of the nucleotide and/or amino acid sequence(s) recorded on the magnetic disk is identical to the nucleotide and/or amino acid sequence(s) written in the specification.

Date, . . . ,

Identification of International Application:

Title of Invention:

Applicant (Agent): Signature (印)

八 「Information Such As Recording Form of Magnetic Disk」は、原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person (Tel (Fax), Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。

二 「Item to be Corrected (Amended)」及び「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄は設けない。

5 5 第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「List of Attached Documents」の欄に次のように記載し、「Item to be Corrected (Amended)」及び「Subject Matter of Correction(Amendment)」の欄は設けない。

5 List of Attached Documents 1 Sequence Listing

6 6 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第7の備考14、様式第12の2の備考1並びに様式第15の備考2及び3と同様とする。

1 1 (略)

2 2 「訂正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載するとともに訂正事項を指摘し、訂正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、その訂正に係る事項についての記録原本及び訂正の対象とする書類への書き換えが容易に

(文例)

STATEMENT

To: Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the text data of the nucleotide and/or amino acid sequence(s) recorded on the magnetic disk is identical to the nucleotide and/or amino acid sequence(s) written in the specification.

Date, . . . ,

Identification of International Application:

Title of Invention:

Applicant (Agent): Signature (印)

八 「Information Such As Recording Form of Magnetic Disk」は、原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person (Tel (Fax), Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。

二 「Item to be Corrected (Amended)」及び「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄は設けない。

5 第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「List of Attached Documents」の欄に次のように記載し、「Item to be Corrected (Amended)」及び「Subject Matter of Correction(Amendment)」の欄は設けない。

7 List of Attached Documents 1 Sequence Listing

6 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第7の備考14、様式第12の2の備考1並びに様式第15の備考2と同様とする。

1 (略)

2 「訂正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載するとともに訂正事項を指摘し、訂正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、その訂正に係る事項についての記録原本及び訂正の対象とする書類への書き換えが容易に

26

26 の2	<p>3 3 (略)</p> <p>1 1 (略)</p> <p>2 2 「Subject Matter of Rectification」の欄には、「As per the attached sheets」と記載するとともに訂正事項を指摘し、訂正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、その訂正に係る事項についての記録原本及び訂正の対象とする書類への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の3第8項の規定により第77条第1項の規定による訂正後の明細書に記載した配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するときは、「<u>Information Such As Recording Form of Magnetic Disk</u>」(原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person (Tel (Fax), Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。)を添付し、「Subject Matter of Rectification」の欄には「<u>As per the attached Magnetic Disk</u>」のように記載するとともに、訂正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>できるときは差替え用紙によることを要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「Subject Matter of Rectification」の欄には、「As per the attached sheets」と記載するとともに訂正事項を指摘し、訂正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、その訂正に係る事項についての記録原本及び訂正の対象とする書類への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。</p> <p>3 (略)</p>
----------	---	--